

平成18年5月16日

九州地方整備局

## 記者発表資料

### 公共工事の品質確保に関する新たな取り組み

◆九州地方整備局では、「価格競争」から、「価格と品質が総合的に優れた調達」への転換を品確法に基づき推進してまいりました。

一方、当局発注工事においても「低入札価格調査制度対象工事」が増加している状況にあります。これらについては、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、建設業の健全な発展を阻害する恐れがあると認識しています。

◆こうした背景の下、国土交通省官房長等から「いわゆるダンピング受注に係わる公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等について」（平成18年4月14日）及び「平成18年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成18年4月19日）が各地方整備局長宛に通知されたところです。

◆上記通達は、公共工事の入札・契約等を取り巻く最近の諸課題に対し発注者等として取り組むべき一定の方針を示したものであります。九州地方整備局としても、これらの通知に基づく対策の実施に加え、**整備局独自に試行する対策を策定し、取り組むこととしました。**（別紙参照）

◆これらの対策は諸準備が整ったものから順次実施することとしています。

#### 問い合わせ先

九州地方整備局 TEL 092-471-6331 (代表)

092-476-3546 (技術管理課直通)

【別紙1 (全般)】企画部 地方事業評価管理官 園村 孝 (内線2118)

【別紙2 (全般)】企画部 技術開発調整官 松石 忠俊 (内線3120)

【別紙1、2 (全般)】企画部 技術管理課長 後田 徹 (内線3311)

【別紙1 (重点調査の拡大)】総務部 契約管理官 津曲 幹雄 (内線2222)

【別紙1 (立入調査の強化)】建政部 建設産業調整官 林 俊彰 (内線6112)

## 九州地方整備局における工事の品質確保に関する強化対策（その1）

<p>「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等対策について」（平成18年4月14日付官房長・総合政策局長通知）</p>	<p>「九州地方整備局における工事の品質確保に関する独自強化対策（案）」</p>
<p>【今回の取り組み】</p>	
<p>第1 適正な施工の確保の徹底</p> <p>1. 低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の対象拡大及び調査結果のホームページにおける公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格2億円以上の低入札価格調査制度対象工事は全て重点調査実施</li> <li>・ 当該調査結果を各地整ホームページで公表</li> <li>・ 予定価格2億円未満も積極的に試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低入札価格調査制度対象工事は<b>全て重点調査を実施</b>し、当局ホームページで公表</li> </ul>
<p>2. 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札における低入札価格調査制度対象工事を中心に立入調査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低入札価格調査制度対象工事については、<b>全て施工体制点検を実施し、結果を『ダンピング対策連絡会』へ報告</b>し、建設業許可部局において積極的な立入調査を実施</li> <li>・ <b>下請業者のしわ寄せが懸念される案件については建設業許可部局の判断により、別途立入調査を実施</b></li> </ul>
<p>第3 <u>ダンピング受注対策地方協議会の開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ダンピング受注対策地方協議会を本年度早期に開催し、低入札価格調査制度対象工事の情報集約、必要な取り組みについて意見交換を実施</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>同協議会の開催（平成18年6月中予定）</u></li> <li>・ <u>同幹事会の開催（平成18年5月22日）</u></li> </ul>
<p>【今後の取り組み予定】</p>	
<p>第1 適正な施工の確保の徹底</p> <p>4. 発注者の監督・検査等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格2億円以上の低入札価格調査制度対象工事について、</li> <li>①モニターカメラの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格2億円以上の低入札価格調査制度対象工事については、<b>受注者負担</b>によりモニターカメラを設置することを検討</li> </ul>
<p>5. 受注者側技術者の増員の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格2億円以上の工事は、過去2年間に於いて70点未満の工事成績を通知された企業を要件とし、対象を拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>予定価格3億円以上の低入札価格調査制度対象工事において過去の工事成績が一定基準未満の場合は、調査基準価格に対する入札価格の割合に応じて専任技術者の増員を検討</b></li> <li>・ <b>予定価格3億円未満の低入札価格調査制度対象工事において、過去の工事成績が一定基準未満の場合は専任技術者の1名増員を検討</b></li> </ul>

※今後の取り組み状況により内容は逐次追加・変更し実施

## 九州地方整備局における工事の品質確保に関する強化対策（その2）

<p>「平成18年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成18年4月19日付官房長通達）</p>	<p>「九州地方整備局における工事の品質確保に関する独自強化対策（案）」</p>
<p><b>【今回の取り組み】</b></p>	
<p>2. 入札及び契約手続きにおける一層の透明性及び競争性の確保</p> <p>(1) 一般競争入札方式の拡大等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H18年度中に一般競争入札を予定価格2億円以上について速やかに実施</li> <li>・予定価格2億円未満は、原則工事希望型競争入札。通常指名競争入札は原則廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期は2億円以上の工事全て、また、<b>1～2億円の工事発注件数の50%以上の工事</b>。下半期は<b>2.5千万円以上の工事は全て</b>、2.5千万円未満も積極的に一般競争入札</li> </ul>
<p>3. 公共工事の品質確保の促進</p> <p>(1) 総合評価方式の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H18年度は、全工事発注件数の5割（金額の8割）相当以上で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期は1億円以上の工事全て、1億円未満の工事発注件数の10%以上の工事。下半期は<b>全ての工事について総合評価方式</b></li> </ul>
<p>(3) 高度技術提案型総合評価方式の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度技術提案型総合評価方式及び<b>デザインビルド</b>等の試行</li> </ul>
<p>(6) 国土交通省による発注者の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>小規模工事を対象とした、工事成績評定要領の普及拡大</b></li> <li>・品確法に関する<b>整備局研修に自治体職員を受け入れ</b></li> </ul>
<p>4. 著しい低価格による受注への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等対策について」（平成18年4月14日付官房長・総合政策局長通知）において、遺漏のない実施</li> </ul>	<p>① 1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事 過去5年間の平均点が上位50%未満の点数の業者が<b>低入札で受注した工事が完了するまでの間、入札参加を保留する</b>。 ただし、低入札で受注した工事において<b>中間検査</b>を行い、その<b>検査成績が上位50%以上の点数の場合は、保留期間を中間検査までとする</b>。なお、中間検査を行う時期は出来高50%以上の時に実施するものとする。</p> <p>② ①以外の工事 過去5年間の平均点が上位50%未満の点数の業者が<b>低入札で受注した工事が完了するまでの間、入札参加を保留する</b>。</p>
<p><b>【今後の取り組み予定】</b></p>	
<p>2. 入札及び契約手続きにおける一層の透明性及び競争性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度新規登録について、<b>同一ランクの場合、経常JVか単体かどちらかみの登録</b>とすることを検討</li> </ul>
<p>3. 公共工事の品質確保の促進</p> <p>(1) 総合評価方式の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>市町村の運用を視野に入れた、新たな簡易型総合評価方式の試行</b>を検討</li> </ul>
<p>(2) 総合評価方式における技術評価点の加算点の適切な設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式の<b>評価値の算出において、低入札した企業の『加算点』の減点</b>を検討</li> </ul>
<p>(5) 調査・設計業務の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・設計の業務発注における総合評価方式については、対象業務の拡大を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>総合評価方式の試行</b></li> <li>・<b>2段階選抜方式の試行</b></li> </ul>
<p>(6) 国土交通省による発注者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請に応じ、発注準備、入札・契約、監督・検査等支援策として協力を行うことが考えられる事項について、必要な措置を講じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>地方自治体も含めた工事成績データベースの構築</b>を検討</li> <li>・<b>補助事業における総合評価方式の普及拡大</b></li> <li>・<b>発注者支援業務</b>において、<b>県との相互連携</b>を検討</li> <li>・<b>総合評価落札方式の地方自治体発注工事案件を整備局の総合評価技術委員会小委員会へ受け入れ</b></li> </ul>
<p>4. 著しい低価格による受注への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等対策について」（平成18年4月14日付官房長・総合政策局長通知）において、遺漏のない実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>過去の低入札工事の成績が一定基準以下の場合</b>は<b>一定期間入札参加を認めない措置</b>を検討</li> </ul>